

一般廃棄物処理実施計画



令和 7 年 度

宇 和 島 市

目次

第1章 一般廃棄物処理（宇和島市全域）	- 1 -
1. 処理する一般廃棄物の種類	- 1 -
2. ごみ減量化推進計画	- 1 -
(1) 廃棄物対策の5つの柱	- 1 -
(2) 啓発活動の推進	- 2 -
(3) ごみ減量の推進	- 2 -
(4) 指定ごみ袋制度等	- 2 -
(5) 一般廃棄物処理業の許可基準	- 3 -
(6) 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	- 4 -
3. 処理の方法	- 6 -
(1) ごみ	- 6 -
(2) し尿及び浄化槽汚泥	- 6 -
4. 排出禁止物	- 7 -
(1) 処理除外物の例示	- 7 -
(2) 適正処理困難物の例示	- 8 -
第2章 一般廃棄物の種類別の排出方法と収集方法	- 9 -
1. 一般廃棄物の種類と排出方法等	- 9 -
(1) ごみ	- 9 -
(2) 犬、猫等動物の死体（汚物）の取り扱い（島しょ部・一部地域は除く。）	- 10 -
(3) し尿及び浄化槽汚泥	- 10 -
(4) ボランティア清掃活動に伴って生じるごみの取扱い	- 11 -
(5) ごみの資源化	- 11 -
第3章 宇和島市が処理する一般廃棄物の排出方法及び収集日等	- 13 -
1. 排出方法等	- 13 -
2. 収集日等	- 14 -
(1) 旧宇和島市	- 14 -
(2) 吉田町	- 15 -
(3) 三間町	- 16 -
(4) 津島町	- 16 -
3. 島しょ部及び一部地域における一般廃棄物の排出方法等	- 17 -
(1) 生ごみの処理	- 17 -
(2) し尿及び浄化槽汚泥	- 17 -
(3) 粗大ごみ	- 17 -
第4章 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬区域と浄化槽清掃業の区域	- 18 -

第1章 一般廃棄物処理（宇和島市全域）

1. 処理する一般廃棄物の種類

- （１）一般家庭から排出されたごみ（生活系一般廃棄物）
- （２）し尿及び浄化槽汚泥（一般廃棄物）
- （３）事業活動に伴って生じたごみのうち産業廃棄物以外のもの（事業系一般廃棄物）
- （４）ボランティア清掃活動によって収集されたごみ等

2. ごみ減量化推進計画

（１）廃棄物対策の５つの柱

環境基本計画で目指す将来像「美しい自然と共存し、快適に住み続けられるまち」を実現するための基本方針のひとつとして、廃棄物対策における５つの柱を定めます。

- ① 市民と事業者と行政がお互いに知恵を出し、悩み、工夫しながら、一体となつてごみの減量化・資源化に向けて全力を尽くします。
- ② わかりやすい目標のもと、全市民・事業者が協働できる仕組みを整えながら、ごみの減量化・資源化に向けて積極的に行動します。
- ③ 排出者責任・拡大生産者責任（※）の考え方のもと、市民、事業者、行政の役割をそれぞれが認識し、果たします。
- ④ 廃棄物の「発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分」の優先順位により対策を推進します。
- ⑤ 市民や事業者等による美化活動、不法投棄防止対策を支援し、清潔で美しいまちづくりを推進します。

※排出者責任・拡大生産者責任とは

排出者責任 P P P（Polluter Pays Principle）

廃棄物を排出する者が、その適正な再使用・再生利用、処理に関する責任を負うべきであるという考え方です。ごみの排出者である市民や事業者は、再使用、再生利用、分別排出に積極的に取り組むとともに、廃棄物の処理及び処分にもなうコストを広い意味で公平に負担する仕組みの検討が必要となっています。

拡大生産者責任 E P R（Extend Producer Responsibility）

生産者が、その生産した製品が使用され廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です。製品の生産を管理、制御できる事業者（製造事業者）は、流通事業者や小売業者から末端ユーザーに至るまでのあらゆる関係主体と協力して、生産活動から消費活動までの過程において発生する廃棄物を回収し、再使用、再生利用するしくみを構築することが求められています。

（２）啓発活動の推進

- ① ごみの排出を抑制し、ごみの分別につとめ、資源化を推進する意識の啓発を図る。
- ② 幼少期から物を大切にする習慣と躰について啓発を図る。
- ③ 環境にやさしい商品を選択する意識の啓発を図る。

（３）ごみ減量の推進

- ① 各家庭における分別排出を徹底するとともに、資源物回収（拠点回収や集団回収）を推進する。
- ② 家庭用電気式生ごみ処理機、生ごみ処理容器（コンポスト）及びダンボールコンポスト等の普及を図る。
- ③ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）における市の責務に関する事業の推進を図る。
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）における市の責務に関する事業の推進を図る。
- ⑤ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）における市の責務に関する事業の推進を図る。
- ⑥ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）における市の責務に関する事業の推進を図る。
- ⑦ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における市の責務に関する事業の推進を図る。
- ⑧ 廃棄物の減量を目的とする施策への協力等を促進するため、市民一人一人のリサイクル意識を醸成する。
- ⑧ 廃食用油の垂れ流しゼロを目指し、収集及びリサイクルの推進を図る。
- ⑨ 剪定枝等の木質バイオマスの利活用を図る。
- ⑩ 携帯電話端末及びプリンター用インクカートリッジは、製造事業者等による自主回収を推進する。

（４）指定ごみ袋制度等

生活系一般廃棄物（ごみ）の排出は、宇和島市指定ごみ袋によることとし、ごみの分別を徹底するとともに再生利用の促進を図る。

(5) 一般廃棄物処理業の許可基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条～第7条の5及び浄化槽法第35条～第41条による。

また、法第6条に基づく宇和島市一般廃棄物処理計画で定めるもののほか、宇和島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則並びに市が定める規則、要綱、要領のとおりとする。

一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物の処理を混乱無く達成し、宇和島市一般廃棄物処理計画の実現を図るために有用であるかどうか技術的・政策的に判断する。

なお、し尿の収集運搬に関しては、下水道の整備と浄化槽の普及により排出量が年々減少傾向にあり、既存の許可業者の車両台数により支障なく収集できており、増車を行えば既存業者の経営基盤を損なうおそれがある。

また、区域を指定して収集困難地域の安定収集を行っており、区域変更を行うと結果的に需要供給の不均衡が発生し、市民が不利益を受ける等の混乱が予想される。

以上の理由により許可車両の増車は行わず、一般廃棄物処理が円滑に遂行されるよう適正化に努める。

(6) 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

燃えないごみ・粗大ごみ		
株式会社浅田環境開発	宇和島市天神町1丁目8番23号天神ビル301号	65-9270
船田運送有限会社	宇和島市津島町高田甲2592番地	32-3537
燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ		
有限会社アイ浄化センター	宇和島市三間町曾根1608番地1	58-4730
株式会社アイリック	(本社)松山市南吉田町2038番1 (営業所)宇和島市吉田町立間1番耕地3803番地	090-5878-7588
合名会社赤坂商事	宇和島市吉田町立間尻甲427番地	52-0172
株式会社イナミコーポレーション	(本社)西条市ひうち6番地12 (営業所)宇和島市伊吹町甲1155番地8	(営業所) 25-7003
有限会社エヒメ都市開発	宇和島市祝森甲750番地2	27-1830
有限会社小川電機商会	宇和島市光満甲110番地	23-5558
株式会社ガイアエクスプレス	宇和島市寄松甲1138番地1	49-6888
株式会社かたづけ本舗	宇和島市祝森甲750番地2(2F)	090-3183-9291
鬼北リサイクル株式会社	宇和島市三間町川之内465番地	45-1164
サン・エコ・サービス	宇和島市寄松甲172番地1	23-5161
有限会社四国環境開発	宇和島市保田甲278番地4	27-2000
有限会社シトラス	宇和島市寄松甲883番地4	27-2335
株式会社城南開発	宇和島市祝森甲3499番地	27-0476
未光運送株式会社	宇和島市元結掛1丁目6番1号	22-0717
南国商事株式会社	宇和島市津島町下畑地甲910番地1	32-5858
有限会社松本興業	宇和島市石応1345番地	28-0142
有限会社山本建設	宇和島市坂下津甲407番地169	24-1417
燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ・紙くず・木くず		
有限会社丸市環境開発	(本社)西予市宇和町伊賀上1646番地5 (営業所)宇和島市高串3番耕地770番3	(本社) 0894-62-4732 (営業所) 25-2236
木くず		
有限会社凝地	(本社)南宇和郡愛南町緑乙3605番地 (営業所)宇和島市川内甲707-1	(本社) 0895-73-0159
魚のあら・へい死魚(再生利用目的)		
島原 弘志	宇和島市白浜212番地	090-9554-2304

株式会社豊商事	八幡浜市布喜川丁 162 番地 10	0894-22-55 23
---------	--------------------	------------------

(許可期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

3. 処理の方法

(1) ごみ

- ① 市内で排出される生活系一般廃棄物のうち、燃えるごみ（可燃）、燃えないごみ（不燃）、粗大ごみ、多量ごみと事業系一般廃棄物は、宇和島地区広域事務組合環境センター（以下、「環境センター」という。）において処理する。
- ② 市内の一般家庭から排出される容器包装のうち、ペットボトル、金属缶及びガラスびんは、宇和島市が収集し、環境センターにおいて選別、減容のうえ保管し、適正に処理又は再商品化委託先の指定法人に引き渡すものとする。
- ③ 市内の一般家庭から排出される使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）は、宇和島市が収集し、環境センターにおいて一時保管し、認定事業者へ引き渡すものとする。
- ④ 市内の一般家庭から排出される古紙等資源物は、廃棄物再生事業者において資源化する。
- ⑤ 廃食用油は、市本庁舎内の廃食用油リサイクル装置によりバイオディーゼル燃料として活用するほか、余剰分については廃棄物再生事業者において資源化する。
- ⑥ 紙くず・木くずの再生利用は、西予市と連携し、有限会社丸市環境開発西予リサイクルセンターにおける処理を認める。
- ⑦ 魚のあら、へい死魚の再生利用は、西予市と連携し、有限会社上田産業周木工場が認める業者及び車両により運搬・処理する。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥は、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター（以下、「汚泥再生処理センター」という。）において処理する。

4. 排出禁止物

災害発生時など緊急の事態を除き、市が指定する施設で処分できない廃棄物を次のとおり例示する。

処理除外物及び適正処理困難物については、排出者が購入先に相談するなど、処理できる施設を自ら確認し、適切に処理することとする。

(1) 処理除外物の例示

- ① 有害性のある物
ア. 農薬 イ. 溶剤等 ウ. 毒薬 エ. 劇物
オ. 労働安全衛生法施行令別表3に掲げるもの
- ② 危険性のある物
ア. プロパンガスボンベ等圧力容器
イ. 自動車用、二輪車用、船舶用などのバッテリーや鉛蓄電池
- ③ 引火性のある物
ア. ガソリン イ. アルコール ウ. 軽油 エ. シンナー オ. 重油
カ. ベンジン キ. 消防法第2条に基づく同法別表第一に掲げるもの
- ④ 著しく悪臭を発する物
ア. アンモニア イ. メチルメルカプタン
ウ. 不快な臭いの原因となり生活環境を損なう恐れのある物
- ⑤ 処理に著しく支障を及ぼす物
ア. 液状の廃棄物
イ. アスベスト等の市の処理施設で処分することが不適当な物
- ⑥ 資源化可能な物（事業系廃棄物に限る）
ア. 古紙 イ. 缶等金属
- ⑦ 在宅医療行為に伴う一般廃棄物のうち、「廃棄物処理法による感染性廃棄物処理マニュアル」で指定された廃棄物と同様の廃棄物
次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
ア. 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
イ. 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）
ウ. ホルマリン漬臓器等
エ. 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
オ. 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプルやバイアル等
カ. 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症の病床
キ. 医療器材（注射針、メス）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット）のうち鋭利でないもの、及び標本（検体標本）等
なお、インフルエンザ、麻疹、レジオネラ症等の患者の紙おむつに関しては、血液等が付着していなければ対象から除く。
ク. ア～キの例示によって判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される物

(2) 適正処理困難物の例示

① 環境大臣が指定した適正処理困難物

ア. 自動車用ゴムタイヤ

※販売店または適正に処理できる者に引取りを依頼すること

イ. スプリングマットレス

※販売店に引取りを依頼するか一般廃棄物収集運搬許可業者に処分を依頼すること

② 市長が指定した適正処理困難物

ア. 魚類の養殖による死魚及び資材

イ. 真珠等の養殖による廃貝及び資材

ウ. 消費者以外から発生する多量の柑橘類

エ. 環境センターが規定する受入可能サイズ(幅1m×高さ80cm×長さ2.5m)を超える可燃性または不燃性の粗大ごみ

オ. 原動機付自転車以上の車両

カ. 自動販売機などの業務用大型電化製品等

キ. 瓦、外壁、サイディング、コンクリート片等のガレキ類並びに内壁等の石膏ボード

③ 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に基づいて政令で定める機械器具

ア. エアコン(ウィンド型、室内機が壁掛け式または床置き式のセパレート型)

イ. テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)

ウ. 電気冷蔵庫、電気冷凍庫

エ. 電気洗濯機、衣類乾燥機

④ その他、各リサイクル法による回収対象品目である物

⑤ 油、液体類が混入した容器又は類似物

⑥ 広域認定制度により処理可能な廃二輪車、廃火薬類及び廃消火器

第2章 一般廃棄物の種類別の排出方法と収集方法

1. 一般廃棄物の種類と排出方法等

(1) ごみ

① 生活系一般廃棄物

生活系一般廃棄物は、市指定ごみ袋により分別し、指定された場所・日時に排出する。

地域で定めたごみ排出場所は、地域で清掃等の美化に努め、地区外からのごみを不法投棄されないように地域で管理する。

② 粗大ごみ

粗大ごみとは、生活系一般廃棄物のうち、市指定ごみ袋に入らない家具、電気製品、寝具、厨具、自転車程度の家庭用乗物、その他耐久消費財をいう。

粗大ごみは、自ら処理できない場合には適正に分別し、指定された処理可能な状態で環境センターに直接持ち込むか、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

ただし、家電リサイクル法に定めるリサイクル対象機器（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）は対象外とする。

島しょ部における粗大ごみの排出方法は別に定める。

③ 多量ごみ

多量ごみとは、生活系一般廃棄物のうち、1回の排出量がおおむね15kg以上、または135リットル以上（市指定ごみ袋（大）3個を越える量）のごみをいう。

多量ごみは、自ら処理できない場合には適正に分別し、指定された処理可能な状態で環境センターに直接持ち込むか、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

その際は、飛散防止のため、透明または半透明の袋を使用し、中身が判別できる状態で排出する。

④ 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業者が分別の徹底及び減量化・資源化等による再生利用を図り、事業者自らの責任において処理するほか、自ら処理できない場合には、環境センターに直接持ち込むか、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

その際、排出者は分別を徹底し、適正な処理により排出しなければならない。また、飛散防止のため、透明または半透明の袋を使用し、中身が判別できる状態で排出する。

事業活動に伴って生じる使用済み紙おむつについては、事業系一般廃棄物として処理する。

使用済み紙おむつのうち感染性廃棄物は、一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、特別管理廃棄物を取り扱うことができる業者に委託するものとする。

なお、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物は、区分しないで収集運搬することができるので、これらを混合して特別管理産業廃棄物処理業者に委託することができる。

⑤ 飼い犬及び飼い猫の死体は、飼い主から手数料を徴収することにより市が直接収集することができる。

⑥ 家庭から排出される粗大ごみ等は、一般廃棄物収集運搬許可業者が市と協力して、拠点を設けて収集することができる。

⑦ 在宅医療行為に伴うごみ

在宅医療廃棄物のうち、鋭利なもの（使用済注射針等）や血液が付着したものは、原則として医療機関等に処理を依頼する。

それ以外のもの（紙おむつ等）については、感染予防や衛生管理上の観点から透明の袋に密閉して、市指定ごみ袋（燃えるごみ）で排出する。

（２）犬、猫等動物の死体（汚物）の取り扱い（島しょ部・一部地域は除く。）

① 飼い犬又は飼い猫の死体を排出しようとする者は、自ら市の指定する場所に運搬するか、市が定めた手数料を支払い、その処理を市へ依頼するものとする。

② 市管理地において、飼い主のいない犬、猫等動物の死体を発見した者は、施設又は土地の管理をしている部署に通報する。市は宇和島市執務時間規則で定められた範囲内で清掃し適切に処理する。

③ 私有地にある飼い主のいない犬、猫等動物の死体は、土地の所有者又は占有者が自ら燃えるごみとして排出するか、死体を箱等に入れ通行の支障とならない道路沿いまで出し、市へ連絡する。

（３）し尿及び浄化槽汚泥

① し尿

許可業者により収集する。

一般廃棄物処理業者のうち、し尿の収集運搬を許可された者については、収集する区域を定める。区域を定められた者は、特段の事情が無い限り収集を拒んだり、他の者と差異をつけることがあってはならない。

ただし、島しょ部については、地域の実情を勘案した収集を行うこととし、市または収集業者が収集方法を変更する場合には、地域住民に説明をしなければならない。

なお、収集運搬料金は各業者が約款で定めることとする。

② 浄化槽汚泥

許可業者により収集する。

一般廃棄物処理業者のうち、浄化槽汚泥の収集運搬を許可された者については、収集する区域を定める。区域を定められた者は特段の事情が無い限り、収集を拒んだり、他の者と差異をつけることはあってはならない。

浄化槽清掃業者（浄化槽清掃許可業者）が浄化槽の清掃をしたとき、または浄化槽の改廃を行ったときは、当該区域の浄化槽汚泥の収集運搬を許可された業者が浄化槽汚泥を収集する。

収集運搬が許可されていない浄化槽清掃許可業者は、浄化槽を清掃する場合、必ず当該区域の収集運搬を許可された業者と委託契約しなければならない。

ただし、島しょ部については地域の実情を勘案した収集を行うこととし、市または収集業者が収集方法を変更する場合には、地域住民に説明をしなければならない。

なお、収集運搬料金は各業者が約款で定めることとする。

③ 許可車両台数制限

し尿収集については、下水道及び浄化槽の整備に伴い収集量が減っていることを考慮し、増車は認めない。

し尿及び浄化槽汚泥の収集にかかる運搬許可車両の上限を各区域で次のとおり定める。

なお、し尿収集車両は、浄化槽汚泥の収集車両と併用しても良いが、市が認めた場合を除き混載してはならない。

ア．旧宇和島市（一部島しょ部は除く）における浄化槽汚泥収集運搬許可車両台数の上限を22台とし、うち、し尿収集運搬併用車両の上限を15台とする。

イ．吉田町における浄化槽汚泥収集運搬許可車両台数の上限を7台とし、うち、し尿収集運搬併用車両の上限を7台とする。

ウ．三間町における浄化槽汚泥収集運搬許可車両台数の上限を5台とし、うち、し尿収集運搬併用車両の上限を5台とする。また、浄化槽汚泥の収集車両と併用しないし尿収集運搬許可車両の上限を1台とする。

エ．津島町における浄化槽汚泥収集運搬許可車両台数の上限を6台とし、うち、し尿収集運搬併用車両の上限を6台とする。

（４）ボランティア清掃活動に伴って生じるごみの取扱い

市内においてボランティア清掃が行われる場合、市は、事前の申請に基づいてごみを収集する。

（５）ごみの資源化

① 古紙類

市内の一般家庭から排出される紙類は、市が指定する場所に排出するか、自治会等の認定団体が実施する古紙回収によって資源化の促進を図るほか、自ら古紙取扱業者に持ち込むよう啓発を図る。

事業所から排出される紙類は、原則として事業者自らが古紙リサイクルを行わなければならない。

② ペットボトル

市内の一般家庭から排出される容器包装のうちペットボトルは、市指定ごみ袋（ペットボトル）により収集し、選別・減容し、リサイクルする。

③ 空き缶

市内の一般家庭から排出される容器包装のうちアルミ缶とスチール缶は、市指定ごみ袋（びん・缶）により収集、選別しリサイクルするほか、自治会等の認定団体が実施する資源物回収によって資源化の促進を図る。

事業活動に伴って排出される空き缶類は、産業廃棄物（金属くず）に該当するため、一般廃棄物と混合させてはならない。また、事業者の責任においてリサイクルに努めなければならない。

④ ガラスびん

市内の一般家庭から排出される容器包装のうちガラスびんは、市指定ごみ袋（びん・缶）により収集、選別しリサイクルする。

⑤ 廃食用油

市内の一般家庭から排出される廃食用油は、市が指定する場所で収集しリサイクルする。

⑥ 使用済み乾電池・廃蛍光管等の水銀使用廃製品

市内の一般家庭から排出される使用済み乾電池や廃蛍光管等の水銀使用廃製品は、市が指定する場所で収集しリサイクルする。

なお、市内の一般家庭から排出される小型二次電池（小型リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など）や充電池使用製品についても、市が指定する場所で収集しリサイクルする。

⑦ 小型家電

市内の一般家庭から排出される小型家電は、市指定ごみ袋（燃えないごみ）により収集、選別し、認定事業者においてリサイクルする。ただし、市指定ごみ袋に入らない小型家電は、粗大ごみとして環境センターで受入れし、リサイクルする。

また、家電リサイクル法で定める特定家庭用機器廃棄物については、法令に基づいて適正に処理されるよう啓発を図る。

⑧ 木質バイオマス

市有施設から発生する剪定枝等は、施設管理者において宇和島市リサイクルセンターに持ち込み、木質バイオマスとして処理する。

第3章 宇和島市が処理する一般廃棄物の排出方法及び収集日等

1. 排出方法等

品目	排出方法
燃えるごみ	決められた日時と場所に指定ごみ袋にて排出する。
燃えないごみ (陶磁器、ガラス類、傘など)	決められた日時と場所に指定ごみ袋にて排出する。
ペットボトル	決められた日時と場所に指定ごみ袋にて排出する。 キャップとラベルを外し、ボトルを軽く水洗いしてから排出する。
びん・缶	決められた日時と場所に指定ごみ袋にて排出する。 スプレー缶・カセットボンベは使いきり、穴を空けて排出する。
資源ごみ(古紙類)	新聞紙、ダンボール、雑誌・雑がみ、紙パックに分別して紐で縛り、指定場所に排出する。 収集運搬は特定地域(地区が要望した箇所)のみとする。 それ以外は市が指定した場所に搬入する。
廃食用油	各地区公民館等に設置してある回収容器に排出する。
廃乾電池等	市役所、各地区公民館、市内郵便局等に設置してある回収ボックスに排出する。一部地域については、資源ごみ回収に合わせて排出する。 小型二次電池(リサイクルマークのあるものに限る)については、本庁及び各支所に設置してある回収ボックスに排出する。 ※処理除外物に該当するバッテリーは、販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼する。
廃蛍光管等の水銀ごみ	市役所、各地区公民館に設置してある回収ボックスに排出、または指定ごみ袋(燃えないごみ)で排出する。
小型家電	指定ごみ袋(燃えないごみ)で排出する。 ※リサイクル対象機器(家電リサイクル法に定めるリサイクル対象機器(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機)は、リサイクル券を購入して指定引取場所へ持ち込む、または、家電販売店や一般廃棄物処理業者(有料ごみ収集運搬許可業者)に処分を依頼する。
粗大ごみ・多量ごみ	市が指定した場所に直接持ち込む、または、一般廃棄物処理業者(有料ごみ収集運搬許可業者)に依頼する。
事業系一般廃棄物	市が指定した場所に直接持ち込む、または、一般廃棄物処理業者(有料ごみ収集運搬許可業者)に依頼する。
ボランティア清掃活動に伴って生じるごみ等	ボランティア団体等が、事前申請により設定した場所にボランティア活動専用ごみ袋にて集積する。 集積後、事前申請により設定した日時に市が収集する。

2. 収集日等

(1) 旧宇和島市

令和7年 家庭ごみの収集日（宇和島地区）

索引	地区名	No.	可燃	不燃 ペットボトル	びん・缶	委託	索引	地区名	No.	可燃	不燃 ペットボト ル	びん・缶	委託	
あ	朝日町1～4	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	B	ち つ	中央町1～2	③	月・木	第1・3金	第2・4・5金	C	
	愛宕町1～3	⑤	火・金	第1・3月	第2・4・5月	C		中央町銀天街	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	C	
	赤松	⑪	水・土	第1・3木	第2・4・5木	B		鶴島町	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	B	
	青葉台1～3	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	D		築地町1～2	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	C	
い	伊吹町東1～4区 伊吹町西	⑤	火・金	第1・3月	第2・4・5月	A	て と	天神町	⑧	火・金	第1・3土	第2・4・5土	B	
	伊吹町北1～2区	⑥	火・金	第1・3水	第2・4・5水	A		戸島		水	不燃 水 ペット 月末	水	F	
	※1. 伊吹町北1区の一部	⑩	水・土	第1・3火	第2・4・5火	A		長堀1～3	⑩	水・土	第1・3火	第2・4・5火	D	
	泉町1～4	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	A		並松1	⑦	火・金	第1・3木	第2・4・5木	E	
う	祝森上・中・下	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	E	な	並松（中沢町2・並松2）	⑩	水・土	第1・3火	第2・4・5火	E	
	宇和津町1～3	⑤	火・金	第1・3月	第2・4・5月	C		中沢町1	⑦	火・金	第1・3木	第2・4・5木	E	
	恵美須町1	⑤	火・金	第1・3月	第2・4・5月	C		夏目町1～3 夏目ケ市	⑥	火・金	第1・3水	第2・4・5水	D	
	恵美須町2	③	月・木	第1・3金	第2・4・5金	C		錦町	⑦	火・金	第1・3木	第2・4・5木	B	
え	戎山	⑧	火・金	第1・3土	第2・4・5土	A	に の	野川2～4	⑧	火・金	第1・3土	第2・4・5土	C	
	大宮町1～3	③	月・木	第1・3金	第2・4・5金	C		広小路	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	C	
	御徒町	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	D		平浦	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	B	
	大浦1～2	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	B		日振島		金	不燃 金 ペット 月末	金	G	
お	大浦3	⑪	水・土	第1・3木	第2・4・5木	B	ふ	藤江1～2	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	B	
	大小浜	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	B		文京町		水・土	第1・3火	第2・4・5火	C	
	賀古町1～2	⑥	火・金	第1・3水	第2・4・5水	C		弁天町1～3	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	C	
	柿原1	③	月・木	第1・3金	第2・4・5金	A		別当1～6	⑤	火・金	第1・3月	第2・4・5月	D	
か	柿原2～3	④	月・木	第1・3土	第2・4・5土	A	べ	本町追手1～2	②	月・木	第1・3水	第2・4・5水	C	
	川内1～2	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	E		堀端町	⑥	火・金	第1・3水	第2・4・5水	C	
	※2. 川内の一部	③	月・木	第1・3金	第2・4・5金	E		本川内	⑪	水・土	第1・3木	第2・4・5木	E	
	京町	⑥	火・金	第1・3水	第2・4・5水	C		保手1	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	D	
き	北宇和島町	⑩	水・土	第1・3火	第2・4・5火	A	ほ	※3. 保手1の一部	⑪	水・土	第1・3木	第2・4・5木	D	
	九島	③	月・木	第1・3金	第2・4・5金	A		保手2～5	⑪	水・土	第1・3木	第2・4・5木	D	
	寿町1～2	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	C		丸之内1～5	⑩	水・土	第1・3火	第2・4・5火	C	
	御殿町	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	D		丸穂町1～4	⑥	火・金	第1・3水	第2・4・5水	B	
く	石応1～2	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	B	ま	榊形町1～3	⑪	水・土	第1・3木	第2・4・5木	A	
	小池	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	B		御幸町1～2	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	B	
	小浜	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	B		妙典寺前1～5	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	C	
	蔦淵（大島除く）	⑩	水・土	第1・3火	第2・4・5火	E		宮下	②	月・木	第1・3水	第2・4・5水	E	
こ	蔦淵大島	直2	金	第1・3・5金	第1・3・5金	H	み	※4. 宮下の一部	③	月・木	第1・3金	第2・4・5金	E	
	栄町港1～3	⑧	火・金	第1・3土	第2・4・5土	D		三浦西（豊浦・大内・安米）	②	月・木	第1・3水	第2・4・5水	A	
	笹町1～2	⑧	火・金	第1・3土	第2・4・5土	C		三浦東（天満・船隠）	⑥	火・金	第1・3水	第2・4・5水	A	
	桜町	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	D		三浦尾崎	直1	第1・3金	第1・3金	第1・3金	H	
さ	佐伯町1～2	④	月・木	第1・3土	第2・4・5土	D	め	明倫町1～5	⑪	水・土	第1・3木	第2・4・5木	A	
	坂下津1～3	⑧	火・金	第1・3土	第2・4・5土	A		元結掛1～2	④	月・木	第1・3土	第2・4・5土	D	
	新町1～2	⑧	火・金	第1・3土	第2・4・5土	C		山際1～4	⑥	火・金	第1・3水	第2・4・5水	E	
	新田町1～4	③	月・木	第1・3金	第2・4・5金	D		薬師谷・薬師谷団地	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	E	
し	神田川原1～3	②	月・木	第1・3水	第2・4・5水	D	や	保田	⑧	火・金	第1・3土	第2・4・5土	E	
	白浜	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	B		遊子（津の浦除く）	⑦	火・金	第1・3木	第2・4・5木	E	
	下波（柿之浦・神崎・大池除く）	①	月・木	第1・3火	第2・4・5火	A		遊子（津の浦）	⑩	水・土	第1・3火	第2・4・5火	E	
	下波（柿之浦・神崎）	⑦	火・金	第1・3木	第2・4・5木	E		寄松	③	月・木	第1・3金	第2・4・5金	E	
す	下波（大池）	別1	第1・3金	第2木	第2木	E	よ	和豊元町1～4	④	月・木	第1・3土	第2・4・5土	B	
	住吉町1～3	④	月・木	第1・3土	第2・4・5土	B		和豊中町	⑤	火・金	第1・3月	第2・4・5月	B	
	須賀通	⑫	水・土	第1・3金	第2・4・5金	B		和豊東町1～3						
	大超寺奥1～2	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	C		和豊町北通	⑩	水・土	第1・3火	第2・4・5火	A	
た	高光（平駄場除く）	⑪	水・土	第1・3木	第2・4・5木	A	わ	和豊町西通	⑨	水・土	第1・3月	第2・4・5月	B	
	高光平駄場	直3	火・金	不燃 第2・4木 ペット 第2・4金	びん缶 第2・4木	I		藤						
	No. …	ごみ出しカレンダーの番号												
	※1.	伊吹町北1区のうち、サントノーレ伊吹二番館あたりの川沿いは北宇和島町カレンダー⑩												
		※2. 川内のうち、ガスト～すき屋の間のR56沿いは寄松カレンダー③												
		※3. 保手1のうち、(株)はなみずき～内平橋のあたりは保手2カレンダー⑪												
		※4. 宮下のうち、山内産婦人科あたりなどは寄松カレンダー③												

A. 南松本清掃社	代表取締役	松本 久	28-0142	F. 藤川 英雄	
B. 南予貨物(有)	代表取締役	三浦 幸男	28-0501	G. 辻 禎亮	
C. 宇和島地方衛生(有)	代表取締役	田中 友和	24-4354	H. 直営（生活環境課）	49-7013
D. 西南(有)	代表取締役	井上 信二	28-0205	I. 直営（三間支所）	58-3311
E. 南佐々木清掃社	代表取締役	佐々木 伊三	22-7201		

(2) 吉田町

地区名		可燃	不燃 ペットボトル	びん・缶	古紙類
吉田(橋上)地区	北小路1～3	月・木			第2木
	東小路1～2				
	桜丁				
	西小路				
	向山				
	煙硝蔵				
	御殿内1～4				
	太鼓場				
立間地区					第1木
玉津地区					
吉田(橋下)地区	横網代	火・金	第2・4水	第1・3・5水	第3木
	君ヶ浦				
	新田				
	鶴間				
	鶴間団地1～2				
	浅川				
	知永				
	大工町				
	本町1～3				
	川口				
	裡町1～3				
	魚棚1～3				
	御舟手				
元町					
奥南地区					第4木
喜佐方地区					

※直営（廃棄物対策係吉田分室 52-4389）

(3) 三間町

地区名	可燃	不燃 びん・缶	ペットボトル	地区名	可燃	不燃 びん・缶	ペットボトル	
是能	月・木	火	第 1・3 金	小沢川	火・金	水	第 2・4 金	
コスモタウン				川之内				木
曽根				元宗				
成家				増田				
則				土居中				
大藤				迫目				
黒井地		月		務田		水		
戸雁				中野中				
宮野下町				波岡				
宮野下村				田川		木		
北増穂				金銅				
				土居垣内				
		古藤田	水					
		大内	木					
		是延						
		兼近						
		三間中間						
		黒川						
		音地						

※直営（三間支所 58-3311）

(4) 津島町

地区名	可燃	不燃	びん・缶	ペットボトル	古紙類
岩松地区	月・木	第 2・4 水	第 1・3・5 水	第 1・3 水	第 2 火
清満地区					第 3 火
御槓地区					第 4 火
上槓地区				火・金	第 2・4 水
畑地地区(上槓地区除く)	第 3 月				
下灘地区(竹ヶ島地区除く)	第 4 月				
南部地区					
北灘地区(南部地区を除く)					
竹ヶ島	金				第 1 金

※竹ヶ島は委託（有）壽崎 62-0051）。竹ヶ島を除く可燃・不燃・びん缶は委託（津島クリーン 有）32-6711）、ペットボトル・古紙類は直営（宇和島市リサイクルセンター 32-2128）。

3. 島しょ部及び一部地域における一般廃棄物の排出方法等

(1) 生ごみの処理

日振島、戸島及び竹ヶ島並びに一部地域の一般家庭から排出される生ごみは、市が設置した生ごみ処理機または市が貸与した家庭用生ごみ処理機等を使用し処理するものとする。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

① し尿

日振島及び戸島において一般廃棄物処理業者(し尿収集運搬許可業者)が収集したし尿は、中間貯留槽に貯留した後、一般廃棄物収集運搬船にて宇和島港岸壁まで運搬し、汚泥再生処理センターに運搬し処分する。

② 浄化槽汚泥

日振島及び戸島において浄化槽清掃業者(浄化槽清掃許可業者)による浄化槽の清掃に伴い発生した汚泥は、一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬許可業者が収集し、中間貯留槽に貯留した後、一般廃棄物収集運搬船にて宇和島港岸壁まで運搬し、汚泥再生処理センターに運搬し処分する。竹ヶ島においては、漁業集落排水施設で処理し、汚泥は汚泥再生処理センターに運搬し処分する。

ただし、日振島及び戸島における浄化槽汚泥の清掃及び処理については、一般廃棄物収集運搬船の収集計画と綿密に連携し、計画的かつ安定的に収集する。

また、地理的条件を勘案し、需要供給のバランスが崩れれば市内と島しょ部との浄化槽設置者の経費不均衡が生じる恐れがあるため、法第7条第11項の規定に基づき、浄化槽清掃業者及び一般廃棄物収集運搬業者を限定する。

(3) 粗大ごみ

日振島及び戸島の一般家庭から排出される粗大ごみは、原則年2回以上、一般廃棄物収集運搬船にて海上輸送し、陸揚げ後の運搬及び処分は、地元自治会が一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

第4章 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬区域と浄化槽清掃業の区域

地 区		し尿収集運搬	浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃
宇和島地区	宇和津町、愛宕町、笹町、賀古町、京町、広小路、堀端町、丸之内、本町追手、中央町、新町、恵美須町、曙町、鶴島町、錦町、天神町、丸穂町、大宮町、文京町、明倫町、榊形町、野川、大超寺奥、柿原、伊吹町東通、伊吹町西通、北宇和島町、泉町、和霊東町、和霊中町、和霊元町 1～3、保手、九島地区の一部、高光校区(下高串、家藤、徳の森、奥高串、本村、江の組、日の組、中組、新屋敷、上光満)	(株)宇和島衛生社 22-5633	宇和海清掃社 62-0740 (株)宇和島衛生社 22-5633 (有)エヒメ都市衛生社 27-0452 (有)四国環境開発 27-2000 (有)長尾清掃社 27-1858 (有)南海清掃社 22-1040
	栄町港、伊吹町北通、和霊公園、和霊元町 4、和霊町西通、和霊町北通、御幸町、須賀通、藤江、朝日町、寿町、弁天町、築地町、住吉町、大浦、赤松、戎山、坂下津、九島地区の一部、石応(白浜、石応)、小池地区(大小浜、小浜、小池、蕨、平浦)	(有)長尾清掃社 27-1858	
	桜町、御徒町、佐伯町、天赦公園、御殿町、妙典寺前、神田川原、元結掛、山際、新田町、並松 1、中沢町 1、長堀、別当、別当団地、青葉台、番城校区(保田、薬師谷、薬師谷団地、寄松、宮下団地、夏目町、夏目ケ市、宮下、川内、並松、本川内)、祝森、三浦	(有)南海清掃社 22-1040	* (有)エヒメ都市開発 27-1830 * (有)小川電機商会 23-5558 * (有)鬼北衛生社 23-7710
	下波、遊子、蔦淵	宇和海清掃社 62-0740	
	戸島(本浦、小内浦)	戸島校区自治会清掃部	宇和海清掃社 62-0740
	嘉島	嘉島校区自治会清掃部	
	日振島	日振島校区自治会清掃部	
吉田地区		(有)吉田町清掃社 52-1730	
三間地区		(有)アイ浄化センター 58-4730 えひめ南農業協同組合 58-3322 (有)環境整備センター 58-4500 (有)藤原清掃社 58-4276	(有)アイ浄化センター 58-4730 (有)環境整備センター 58-4500 (有)藤原清掃社 58-4276 * (有)鬼北衛生社 23-7710
津島地区	岩松地区の以下の区域(三島拝高、御幸、若宮、新川岸、上本町、土居ノ奥、浜田町、栄町、下本町、稲中、教員住宅、うずしろ、久保津、下谷、上谷、遠近、熱田、保木、汐入、磯、白鷺、干拓、舁ノ江の一部)	(有)南海清掃社津島支店 32-5460	
	岩松地区の以下の区域(港町、寿町、芳原、異団地、病院住宅)、清満地区、畑地地区、下灘地区の以下の区域(嵐、針木、浦知、塩定、柿之浦、曲烏、平井、漁家、成、須下、後)	(有)中央清掃社 32-5757	
	岩松地区の以下の区域(玉ヶ月、蔵座、若葉、塩浜団地、西本谷、行谷、佐近谷、舁ノ江の一部)、御模地区、下灘地区の以下の区域(田之浜、曾根、脇、田風、泥目水、坪井、弓立、嵐鳴、横浦)、北灘地区	(有)山下衛生社 32-3063	

*印は浄化槽清掃業のみ